

○国立大学法人筑波大学学長選考要項

令和4年5月20日  
学長選考・監察会議決定

国立大学法人筑波大学学長選考要項

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第12条第2項の規定に基づき国立大学法人筑波大学における学長選考・監察会議が行う学長の選考に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考基準)

第2条 学長の選考は、「人格が高潔で、学識が優れ、かつ、筑波大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有するとともに、情熱と実行力を有し、ビジョンを明示しながら中期計画を策定・推進し、国立大学法人筑波大学の卓越性を高める者」のうちから、学長選考・監察会議が定める基準により行うものとする。

2 学長選考・監察会議は、前項の選考基準を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(選考時期)

第3条 学長選考・監察会議は、次の各号のいずれかに該当するときに学長を選考する。

- (1) 学長の任期が満了するとき。
- (2) 学長が辞任を申し出たとき。
- (3) 学長が欠員となったとき。
- (4) 学長が解任されたとき。

2 学長選考・監察会議は、前項第1号に該当するときは任期が満了する日の原則として5箇月前に、同項第2号から第4号までに該当するときは速やかに、学長を選考するものとする。

(選考日程等の公示)

第4条 学長選考・監察会議は、学長の選考に当たり、選考日程その他学長の選考の実施に必要な事項を、あらかじめ公示するものとする。

(学長候補者の推薦)

第5条 学長選考・監察会議は、学長の選考に当たり、次の各号のいずれかに掲げる要件を満たした者の推薦を求めるものとする。

- (1) 教育研究評議会が定める手続により推薦した者で、推薦されることに同意したもの
- (2) 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号）第15条第1項第5号に規定する経営協議会の学外委員が推薦した者で、推薦されることに同意したもの

2 前項に規定する推薦は、推薦書、略歴書、業績調書、推薦者名簿、同意書及び所信表明書（以下「推薦書等」という。）を添えて、学長選考・監察会議に行うものとする。

(学長予定者の決定)

- 第6条 学長選考・監察会議は、前条第2項に規定する推薦書等を審査した後に学長候補者全員との面談を行い、これらの結果に基づき、学長予定者を決定するものとする。
- 2 学長選考・監察会議は、学長予定者を決定する場合は、3分の2以上の委員が出席し、出席者の3分の2以上の賛意をもって決するものとする。
  - 3 学長選考・監察会議は、学長予定者を決定したときは、速やかに公示する。

(再任の審査及び決定)

- 第7条 学長が引き続き再任される場合において、その任期が新たな中期計画期間にまたがらない場合の学長の選考方法は、前2条の規定にかかわらず、当該学長の再任の審査によるものとする。
- 2 前項の再任の審査を行う場合は、学長選考・監察会議が、あらかじめ当該学長に対し、再任の意思を書面により確認するものとする。
  - 3 学長選考・監察会議は、当該学長に再任の意思がある場合には、当該学長の職務に係る業績調書及び所信表明書の審査等必要な調査及び面談を行い、これらの結果に基づき、再任の可否を決定するものとする。
  - 4 前項に規定する学長の再任の可否を決定する場合は、3分の2以上の委員が出席し、出席者の3分の2以上の同意をもって決する。
  - 5 学長選考・監察会議は、学長の任期が新たな中期計画期間にまたがる場合、学長に再任の意思がない場合及び前項の審査の結果に基づき再任を否とした場合は、前3条の規定に基づき学長の選考を行うものとする。

(特例措置)

- 第8条 学長選考・監察会議は、学長が任期の途中で辞任するなど欠員が生じた場合又は大規模災害その他の不測の事態によりこの要項に定める手続が履行できない場合において、特に必要と認めるときは、残任期間等を考慮し、別に定める方法により選考することができる。

(雑則)

- 第9条 この要項に定めるもののほか、学長の選考に関し必要な事項は、学長選考・監察会議が別に定める。

附 記

この決定は、令和4年5月20日から実施し、同年4月1日から適用する。

○国立大学法人筑波大学学長選考基準

令和4年5月20日  
学長選考・監察会議決定

国立大学法人筑波大学学長選考基準

筑波大学の建学の理念である「基礎及び応用諸科学について、国内外の教育・研究機関及び社会との自由、かつ、緊密なる交流連携を深め、学際的な協力の実をあげながら、教育・研究を行い、もって創造的な知性と豊かな人間性を備えた人材を育成するとともに、学術文化の進展に寄与すること」を実現すべく、学長には以下の資質及び能力等が求められる。

なお、学長選考に際しては、「国籍、年齢、性別は問わない」こととする。

- 1 人格が高潔で、学識が優れ、かつ、筑波大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる者であり、情熱と実行力を有し、ビジョンを明示しながら中期計画を策定・推進し、筑波大学の卓越性を高める者であること。
- 2 安定的な財政基盤の確立と適切な資源再配分を実現できる優れたリーダーシップを有すること。
- 3 高い志と優れた能力を有する教職員を登用し、不断の組織改革を行うとともに、積極的に我が国における大学改革を先導し、大学運営を行う能力を有すること。
- 4 国内外において豊富な経験を有し、国際的な視野と発信力を持ってグローバル化を推進し、国際的互換性のある教育と研究を推進する能力を有すること。

附 記

この決定は、令和4年5月20日から実施し、同年4月1日から適用する。